和歌山県電気工事士免状交付等業務委託仕様書

１　委託契約書第1条（２）に規定する和歌山県電気工事士免状交付等業務は次に掲げるとおりとする。

1. 令和７年度に係る免状交付業務
2. 免状用プラスチックカード（以下、プラスチックカードという。）の作成等に係る業務

２　１（１）に掲げる免状交付業務の内容は３～10に掲げるものとし、１（２）に掲げるプラスチックカードの作成等に係る業務の内容は11に掲げるものとする。

３　申請書および申請案内の配布

（１）乙は、申請書及び申請案内を和歌山県内の乙の本社、支店又は甲が適当と認めた事務所において配布するものとする。なお、申請者が希望する場合は郵送またはファクシミリによる配布を行うこと。

（２）乙は、乙のホームページに申請書及び申請案内を掲載すること。

（３）申請書及び申請書案内の配布は甲においても実施する。

４　申請書の受付を行う場所

（１）和歌山県内で乙の本社、支店又は甲が適当と認めた事務所とする。また、受付場所について、所在地及び連絡先等を甲へ書面にて報告し、ホームページ等により一般に周知すること。

（２）受付は、甲の開庁日及び開庁時間に準じて実施すること。

（３）申請書の受付は、甲においても実施し、申請者の希望により、甲または乙のいずれかに申請できるものとする。

５　申請書類の審査

（１）第一種電気工事士免状新規交付（試験合格の場合）

ア　申請者の要件

第一種電気工事士試験に合格し、所定の実務経験を有する者で、和歌山県内に住

所地を有する者

イ　必要書類

1. 電気工事士免状交付申請書
2. 写真　１枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦４㎝×横３㎝

②申請書提出前６カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④無帽、正面上三分身、無背景のもの

1. 第一種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）
2. 実務経験証明書
3. 手数料　和歌山県収入証紙　6,000円
4. 実務経験の内容により確認が必要な資格（認定電気工事従事者認定証・第二種電気工事士免状(他都道府県で取得した場合)）の写し

ウ　受付の留意点

1. 和歌山県内に住所地を有する者であるか。
2. 申請書に必要事項が記入されているか。
3. 適正な手数料が納付されているか。
4. 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

　　エ　書類審査の留意点

1. 電気工事に関し３年以上の実務経験を有しているか（実務経験の内容については、平成７年12月１日 ７資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照）。
2. 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、第二種電気工事士免状の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が免状取得後であるか。また、実務経験証明書の証明者の電気工事業の登録（届出）番号、年月日が記入されているか。
3. 実務経験が自家用電気工作物に係る工事の場合には、電気主任技術者の指導監督の下で工事を行っているか。
4. 実務経験が最大電力500ｋｗ以上の自家用電気工作物の工事の場合には、最大電力が記入されているか。なお、最大電力500ｋｗ以上の自家用電気工作物の工事のみを行う事業者は電気工事業の登録（届出、通知）は必要ない。
5. 実務経験が簡易電気工事（電圧600V 以下で使用し、最大電力500ｋｗ未満の自家用電気工作物に係る電気工事）の場合には、最大電力及び、実務経験証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。
6. 実務経験の証明欄は代表者印（実印に限る。）が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。
7. 実務経験が２カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。
8. 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
9. 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

（２）第一種電気工事士免状新規交付（認定の場合）

ア　申請者の要件

　　　次の（ア）又は（イ）に該当する者で、和歌山県内に住所地を有する者

（ア）主任認定・・・電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となっ　　た後、電気工作物の工事、維持、運用に関し５年以上の実務経験を有する者

（イ）高圧認定・・・高圧電気工事技術者試験に合格し、当該試験合格後、電気工　　　　事に関し３年以上の実務経験を有する者

イ　必要書類

（ア）電気工事士免状交付申請書

（イ）写真　１枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦４㎝×横３㎝

②申請書提出前６カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④無帽、正面上三分身、無背景のもの

1. 電気工事士法第４条第３項第２号の認定申請書
2. 主任認定の場合は電気主任技術者免状（電気事業主任技術者資格証明書を含む。）の写し、高圧認定の場合は高圧電気工事技術者試験合格証の写し
3. 実務経験証明書
4. 手数料　和歌山県収入証紙　6,000円
5. 履歴書

ウ　受付の留意点

1. 和歌山県内に住所地を有する者であるか。
2. 申請書に必要事項が記入されているか。
3. 適正な手数料が納付されているか。
4. 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

　　エ　書類審査の留意点

1. 主任認定の場合、電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持又は運用業務に５年以上従事しているか（実務経験の内容については、平成７年12月１日７資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照）。
2. 高圧認定の場合、高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に３年以上従事

しているか（通商産業省告示第929号参照）。

1. 自家用電気工作物の最大電力が記入されているか。
2. 実務経験が簡易電気工事（電圧600V 以下で使用し、最大電力500ｋｗ未満の自家用電気工作物に係る電気工事）の場合には、実務経験証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。
3. 実務経験の証明欄は代表者印（実印に限る。）が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。
4. 実務経験が２カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。
5. 乙が実務経験証明を行う場合は、事前に甲と協議すること。
6. 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

※　（２）による免状申請は認定を行った知事に提出するため、和歌山県外在住者

　　　からの申請もあり得る。当該申請があった場合は、事前に甲と協議すること。

（３）第二種電気工事士免状新規交付（試験合格又は指定養成施設修了）

ア　申請者の要件

第二種電気工事士試験に合格し、和歌山県内に住所地を有する者又は、第二種

電気工事士指定養成施設を修了し、和歌山県内に住所地を有する者

イ　必要書類

（ア）電気工事士免状交付申請書

（イ）写真　１枚（裏面に氏名・生年月日記載）

①大きさは、縦４㎝×横３㎝

②申請書提出前６カ月以内に撮影したもの

③カラー、白黒どちらでも可

④無帽、正面上三分身、無背景のもの

（ウ）第二種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）又は指定養成施設修

了証（原本）

（エ）手数料　和歌山県収入証紙　5,300円

ウ　受付の留意点

（ア）和歌山県内に住所地を有する者であるか。

（イ）申請書に必要事項が記入されているか。

（ウ）適正な手数料が納付されているか。

（エ）写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

　　エ　書類審査の留意点

（ア）養成施設修了の場合は、指定の有無を経済産業省のホームページにより確認

　 すること。

（イ）審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

※　第二種電気工事士免状新規交付に関しては（３）以外にも、電気工事士法第４　　条第４項第３号に基づく認定による資格要件がある。当該申請があった場合は、事前に甲と協議すること。

（４）再交付（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）

ア　申請者の要件

甲が交付した免状の再交付を受けようとする者

イ　必要書類

（ア）電気工事士免状再交付申請書

（イ）写真　１枚（裏面に氏名・生年月日記載）

1. 大きさは、縦４㎝×横３㎝
2. 申請書提出前６カ月以内に撮影したもの
3. カラー、白黒どちらでも可
4. 無帽、正面上三分身、無背景のもの

（ウ）現在交付されている免状

　（再交付を受ける理由が紛失の場合を除く。）

　　　 （エ）誓約書（免状原本を申請書に添付できない場合のみ。）

（オ）手数料　和歌山県収入証紙　2,700円

ウ　受付の留意点

（ア）甲が交付した免状であるか。

（イ）申請書に必要事項が記入されているか。

（ウ）適正な手数料が納付されているか。

（エ）写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

　　エ　書類審査の留意点

1. 紛失等により、甲が交付した免状であるか確認できない場合は、甲へ電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等確認依頼書（様式１）により、照会し確認すること。
2. 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

（５）書換え（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）

ア　申請者の要件

　　　　甲が交付した免状に氏名の変更があり、書換えを受けようとする者

イ　必要書類

1. 電気工事士免状書換え申請書
2. 現在交付されている免状
3. 手数料　和歌山県収入証紙　2,700円
4. 写真　１枚（裏面に氏名・生年月日記載）
5. 大きさは、縦４㎝×横３㎝
6. 申請書提出前６カ月以内に撮影したもの
7. カラー、白黒どちらでも可
8. 無帽、正面上三分身、無背景のもの

ウ　受付の留意点

（ア）甲が交付した免状であるか。

（イ）申請書に必要事項が記入されているか。

（ウ）適正な手数料が納付されているか。

（エ）免状を紛失している場合は、再交付申請を同時に行う必要があるため、再交付に係る必要書類をあわせて提出させること。

（オ）写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

　　エ　書類審査の留意点

審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

６　本人確認等

（１）乙は、５の（１）～（３）及び（５）に規定する申請書を受け付けるにあたり、電気工事士法施行規則第６条第２項（昭和35年通商産業省令第97号）の規定による本人情報確認が必要な場合は、電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等確認依頼書（様式１）により甲へ照会すること。なお、データにより受渡しを行う際には暗号化する等の措置を取り、個人情報の流失の防止を図ること。

（２）甲は、（１）及び５の（４）の規定による確認依頼を受け付けたときは、速やかに本人情報等を確認し、電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等回答書（様式２）により乙へ回答する。

７　申請書類の受付

（１）申請書類を適正なものとして受け付けた場合は、申請書に年月日を印字した受付印を押印し、免状の種類及び申請区分ごとの受付記録簿（様式３）に必要事項を記入し、事務処理に遺漏の無いよう管理すること。

（２）申請書類に不備が認められた場合は、申請者に理由を説明して書類を返却又は一時保留し、不備事項の補完後に受け付けること。

（３）乙は、電気工事士法第４条第５項の規定による不交付事由該当者が存在する旨の連絡を甲から受けている場合は、甲に適宜照会し確認すること。

（４）４（３）の記載により、甲が受付を実施した場合は、上記５～７に掲げる業務は甲が実施する。この場合、甲は、電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等確認書（様式２－２）により、受付（申請書類の審査、本人確認等を含む。）を行った申請者の情報を乙に提供するものとし、乙は下記８～１０に掲げる業務を行うものとする。

８　免状の作成

1. 免状の作成にあたっては、甲が貸与するプラスチックカードプリンターを用いて行

うこと。なお、個人情報の流出を防止するため、甲が貸与するインターネット及び他

のネットワーク（乙の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコ

ンピュータを用いて行うこと。

1. 乙は、甲からの貸与物品について、責任者を定め適正に管理すること。

（３）免状の交付番号は、第一種及び第二種電気工事士免状ごとに県下一連番号を付すこととし、事前に番号を甲に確認すること。

（４）免状を再交付する場合は、免状の交付年月日の下に「○年○月○日（和暦により表記）　再交付」と印刷すること。

（５）免状の氏名は住民登録のとおりとすること。

（６） 免状の作成事務処理期間は、和歌山県が定める標準的な処理日数によるものとする。

（７）再交付申請の際に、汚損、き損により提出された免状及び書換えの際に、提出された免状を、契約書第７条第１項に規定する免状交付申請処理報告時に、申請書とともに甲へ提出すること。

９　台帳の作成

（１）免状の交付にあたり、免状の種類及び申請区分ごとに免状交付台帳（様式５）を作成すること。なお、個人情報の流出を防止するため、甲が貸与するインターネット及び他のネットワーク（乙の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコンピュータを用いて行うこと。

（２）免状の種類ごとに写真台帳（様式６）を作成すること。

10　免状の送付

（１）免状を申請者に送付する場合には、受付記録簿（様式３）に必要事項を記入し、原則として配達が確認できる方法（特定記録等）により送付すること。なお、申請者の希望により本人に直接受け渡しを行う場合はこの限りでない。

（２）送付した免状が戻された場合は、申請者の所在確認をするなど速やかに所要の措置を講ずるとともに、処理経過を明らかにし、甲へ報告すること。

11　プラスチックカードの作成等に係る業務

1. プラスチックカードの作成に関すること。

ア　乙は、別添仕様によりプラスチックカードを７００部（第一種２００部、第二種５００部）以上準備すること。

イ　乙が印影を借用する場合は、誓約書（様式９）を添付し、書面により事前に甲の承認を得ること。

ウ　乙は、プラスチックカードの作成に当たり、次に掲げる事項を履行すること。

　　　(ア) 印影は、原寸大とし、拡大し、又は縮小して印刷しないこと。

 　　(イ) 汚損、破損又は刷り損じ等により印影印刷済みのプラスチックカード等を廃棄するときは、焼却、裁断等印影が残らない方法で行うこと。

 　 （ウ）印影については、プラスチックカード作成完了時にプラスチックカード２部及び原版を添えて、甲に返却すること。

　　エ　乙は、プラスチックカード作成を業者に発注するときは、イの内容を契約書に明

記し、誓約書（様式９）を提出させたうえ、その履行を確認すること。

1. プラスチックカードの保管及び整理に関すること。

ア　乙は、保管責任者を定め、プラスチックカード作成完了時までに甲に報告するこ

と。

イ　甲は、前年度に作成したプラスチックカードに残余がある場合、乙に４月当初に

当該プラスチックカードのうち８０部（第一種３０部、第二種５０部）を提供する

ものとする。

ウ　保管責任者は、11（１）ア及び11（２）イのプラスチックカードについて、次に

掲げるとおり適正管理すること。

(ア）プラスチックカード使用の都度、その種類ごとに、使用年月日、使用部数、残部数及び使用者名を印影印刷処理簿（様式４）に記録すること。

 　　(イ) プラスチックカード及び免状は施錠することができる保管庫等に収納し、施錠

すること。

 　　(ウ) プラスチックカード及び免状に盗難、紛失等の事故があったときは、直ちに甲に報告す

ること。

 　　(エ) プラスチックカードが書き損じ等で使用することができなくなったときは、速

やかに印影印刷処理簿（様式４）を添えて甲に提出すること。

（オ）委託業務終了時においてプラスチックカードに残余が生じたときは、印影印刷

処理簿（様式４）を添えて、令和８年３月３１日午後５時までに甲へ提出するこ

と。

12　免状交付申請処理報告書及び申請書等の提出について

乙は、月ごとの処理実績について翌月の５日までに免状交付申請処理報告書（様式７）

に、受付記録簿（様式３）、免状交付台帳（様式５）、免状交付申請書及びその他、免状交付事務に必要な書類を添えて甲へ提出すること。

13　免状交付成果報告書等の提出について

乙は、委託業務終了時に、免状交付業務委託成果報告書（様式８）に、対象期間中の

免状交付件数を、免状の種類及び申請区分ごとに記載し、印影印刷処理簿（様式４）及び写真台帳（様式６）を添えて、契約書に定める期間内に甲へ提出すること。

14　委託事務に従事する者の報告

（１）乙は、当該事務に従事する者を指定し、甲に報告すること。

（２）乙は、申請受付時間帯において、申請書類の審査者として第一種電気工事士免状の交付を受けた者を常時窓口に配置すること（配置できない場合は、上記の者と連絡可能な体制を確保すること。）。

15　処理見込件数

本業務における免状交付事務の年間処理見込件数は下表のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容の区分 | 受付の区分 |
| 乙 | 甲 |
| 第一種電気工事士免状交付 | 37件 | 55件 |
| 第二種電気工事士免状交付 | 152件 | 227件 |
| 第一種・第二種電気工事士免状再交付 |  12件 | 19件 |
| 第一種・第二種電気工事士免状書換え | 2件 | 2件 |

＊年間処理見込件数は、令和3年度から令和5年度までの免状交付処理件数及び令和6年度の免状交付処理見込件数を参考に推計したものであり、実際の免状交付申請件数

により変動することがある。

16　業務履行のための物品

（１）甲から乙に貸与するもの

ア　プラスチックカードプリンター Evolis Primacy PM-1H　1台

イ　スキャナー　imageFORMULA　DR-C240　1台

ウ　パーソナルコンピュータ　VersaPro　タイプVX　1台

エ　公印印影（免状作成用）　1個

（２）乙が準備するもの

　　ア　プラスチックカードプリンターのインクリボン等消耗品

　　イ　免状作成に必要なプラスチックカード

　　ウ　インターネットに接続しているパーソナルコンピュータ

エ　年月日を印字した受付印

オ　その他業務に必要な物品

（３）甲から乙に貸与するものの返却について

　　乙は甲から貸与されたもの16（１）ア、イ、ウについて、令和８年３月３１日午後５

　時までに、甲に返却するものとする。

（４）物品の破損等について

ア　甲が貸与した物品が、破損又は故障した時は、乙は遅滞なく甲に報告するものと

する。

イ　乙の故意又は過失により、甲が貸与した物品に破損又は故障が生じたときは、乙

が本物品を修理するものとする。ただし、天災等、乙の責めに帰することのできな

い事由により生じた破損又は故障にあっては、この限りではない。

様式一覧

様式１ 電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等確認依頼書

様式２　　 電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等回答書

様式２－２　　電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等確認書

様式３ 受付記録簿

様式４　　　　印影印刷処理簿

様式５　　　 免状交付台帳

様式６ 写真台帳

様式７　　　　免状交付申請処理報告書

様式８　　　　免状交付業務委託成果報告書

様式９　　　　誓約書

別紙　　　　　申請者一覧

別添仕様１　　第一種電気工事士免状の仕様

別添仕様２　　第二種電気工事士免状の仕様